



十情審答申第4号

平成28年6月30日

十和田市長 小山田 久 様

十和田市情報公開・個人情報保護審査会

会長 今井 正



十和田市情報公開条例第20条の規定に基づく諮問について（答申）

平成28年3月16日付け十市土第1481号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- ・ 白上1号線及び白上2号線の工事を行った、きっかけの非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

十和田市長が、「白上 1 号線及び白上 2 号線の工事を行った、きっかけ。」の公文書開示請求を却下した決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 開示請求

異議申立人は、平成27年12月22日、十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号。以下「条例」という。）第7条の規定により、十和田市長（以下「実施機関」という。）に対し、「白上 1 号線及び白上 2 号線の工事を行った、きっかけ。」の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、平成28年1月4日、本件請求に対して、次のとおり理由を付して、公文書開示請求を却下した（以下「本件決定」という。）。

- (1) 異議申立人は、平成27年8月10日に「相坂白上 1 号線及び 2 号線の道路工事にかかる工事をするきっかけ（いきさつ）」についての公文書開示請求を行った。
- (2) 上記(1)の請求に対して実施機関は、平成27年8月25日付十市土第715号で、文書不存在の理由を付して非開示決定を行い、異議申立人にその旨を通知した。
- (3) 平成27年12月22日に、総務課公文書開示担当職員が、異議申立人に対して、本件請求が上記(1)の請求と同一である旨、上記(1)の請求に対する非開示決定通知書（上記(2)）の控えを示した上で、既に非開示決定した旨を説明したにもかかわらず、本件請求を行った。

- (4) 以上のとおり、既に非開示決定がされていることを知りながら再度同一内容の公文書開示請求を行っており、このことは、民法第1条第3項に規定する権利濫用に該当する。

3 異議申立て

異議申立人は、平成28年3月1日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 同一内容の公文書開示に対する民法第1条第3項の規定の適用は、権利濫用に該当する根拠を示しておらず、十和田市情報公開条例にもその規定がなく、情報公開制度に相反する。
- (2) 前請求の異議申立期間後に再度開示請求をしているものであり、何ら権利濫用に反しない。
- (3) 文書不存在を理由に問答無用は納得いかないものである。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 異議申立人自身が過去にした開示請求に対して非開示決定がされていることを知りながら、同一の開示請求を行うことは、実施機関の業務が停滞することになるため、社会通念上、権利濫用に該当する。請求権濫用による却下決定について条例に規定はないが、最高裁の上告棄却（平成15年9月5日）で支持された東京高判（平成15年3月26日）にあるように、民法（明治29年法律第89号）第1条第3項の規定にある権利濫用が許容されないことは、法の一般原則として開示請求権にも適用になるとして却下処分は適法とされている。

- (2) 非開示決定後の期間の長短にかかわらず、社会的情勢や特段の事情の変化がない限り、異議申立人自身が過去に開示請求した公文書と同一の公文書に係る請求を行うことは、権利濫用に該当する。
- (3) 実施機関は、前開示請求に対して公文書不存在の理由を付して非開示決定を行っているが、本件は権利濫用による却下を理由とする非開示決定に対する異議申立てであり、文書不存在を理由に問答無用は納得いかないとの異議申立人の主張は、本件処分とは直接関係がない主張のため認否しない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

- (1) 条例は、その第1条にあるように、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定め、もって市政に関し市民に説明する市の責務を全うされるようにすることにより、市政への市民参加の促進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的として制定されたものであり、その解釈及び運用に当たっては、その第4条に明記されているように、公文書の開示を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

一方、条例第5条にあるとおり、公文書の開示を請求しようとするものは、適正な請求に努めることとされ、また、最高裁の上告棄却で支持された東京高判に示されているように、公文書の開示請求については、条例に却下の規定はなくても、法の一般原則として民法第1条第3項の適用を受けることから、権利濫用に当たる開示請求について、これを却下することは妥当である。

したがって、当審査会は本件請求が権利濫用に当たるか否かについて判断するものである。

2 争点

- (1) 異議申立人は第3の(1)に掲げるように、同一の開示請求に対する民法第1条第3項の規定適用は権利濫用に該当する根拠を示しておらず、条例にもその規定がなく、情報公開制度に相反するという主張をしている。これに対して、実施機関は第4の(1)に掲げるように、非開示決定内容を知りつつ、同一の開示請求を行うことを認容することは、実施機関の業務が停滞することになるため、民法第1条第3項の権利濫用に該当するとして、本件決定を行ったと主張している。
- (2) また、異議申立人は第3の(2)に掲げるように、前請求の異議申立期間後に再度請求しており、権利濫用に当たらないと主張している。これに対して、実施機関は第4の(2)に掲げるように、社会的情勢や特段の事情の変化がない限り、異議申立人自身が過去に開示請求した公文書と同一の公文書の開示請求を行うことは、権利濫用に該当すると主張している。
- (3) 異議申立人及び実施機関の双方において、当該請求が同一内容の公文書開示請求であることを認めているところであり、本件異議申立てにおける争点は、同一人による同一内容の公文書開示請求が、民法第1条第3項に規定する権利濫用に該当するかどうかである。

3 同一の開示請求に対する民法第1条第3項の規定の適用について

- (1) 総務省が定める「行政機関の保有する個人情報に関する法律に基づく処分に係る審査基準」によると、実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たるとされている。
- (2) 異議申立人は、第3の(2)で、異議申立期間後の再度の開示請求は、権利濫用に当たらないと主張しているが、同一人による同一文書への請求を受けることにより、異議申立人にとっては新たに得る情報がなく、開示請求による

利益がないにもかかわらず、実施機関はその請求に対する一連の事務を再度行う必要が生じる。つまり、その開示請求の目的は、情報を得ることではなく、実施機関の事務を停滞させることになるため、実施機関の主張のとおり、権利の濫用に当たると認められる。

(3) 同一文書への請求を繰り返す行為を認容する事例としては、請求者にとって新たな情報を得られることが考えられる場合、すなわち、社会的情勢又は特段の事情の変化により前回の決定内容から変化が見込まれる場合と、実施機関の事務を停滞させることが目的ではない、すなわち、同一文書への請求ということを知らないで請求した場合の2つが挙げられる。

(4) 前請求に対する決定内容は、工事をするきっかけと経緯に対しての文書不存在による非開示決定であり、社会的情勢や特段の事情の変化により決定内容が変化することはない、また、本件請求については、実施機関は、公文書非開示決定通知書の理由において、同一の請求である旨及び既に非開示決定を行っている旨を開示請求時に説明しているとの主張に対して、異議申立人は否定しておらず、異議申立人は当該請求が同一文書への請求ということ認識していたと認められるため、(3)に掲げるような同一文書への請求を認める理由はない。

(5) したがって、同一文書への請求を繰り返す行為は、権利の濫用に当たり、また、請求を認める理由も存しないことから、本請求は、却下すべきである。

4 その他

異議申立人は、第3の(1)及び(2)に掲げる争点のほかに、第3の(3)に掲げる主張をしているが、本決定は権利濫用による非開示決定に対する異議申立てであり、当該主張は実施機関の主張のとおり、本件処分とは直接関係がない主張であるから、本請求を却下すべきとの結論を左右するものではない。

5 結論

以上により、第1の記載のとおり、判断する。

第6 審査会の処理経過

期 日	審査の経過
平成28年3月16日	・実施機関から諮問書の受理
平成28年3月18日	・実施機関に対して理由説明書の提出依頼
平成28年4月4日	・実施機関から理由説明書の受理
平成28年4月12日	・異議申立人に対して理由説明書の写しの送付、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
平成28年5月24日	・実施機関の補足説明 ・審議 (平成28年度第1回審査会)
平成28年6月28日	・審議 ・答申 (平成28年度第2回審査会)

(参考)

十和田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役職名等	備 考
今井 正	弁護士	会長
高井 伸二	大学教授	
竹ヶ原 克哉	司法書士	職務代理者
福士 勝子	保育園長	
益川 百合子	商工団体女性会役員	